

~~(案)~~

第33回原子力安全委員会
追加資料

平成24年7月30日

原子力災害対策本部長 殿

原子力安全委員会

平成24年7月30日付で原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づいて意見を求められた件について、同項の規定に基づき別添の通り意見を述べます。

(別添)

平成24年7月30日付で要請のあった件について、警戒区域を解除し、避難指示区域を見直して新たに区域を設定すること、海域の警戒区域及び避難指示区域を縮小することについては、以下の点に留意しつつ、健康、環境、社会、経済、倫理、心理、政治などを総合的に勘案した上で、適切に対応されたい。

1. 平成24年3月30日の第16回原子力安全委員会臨時会議で示した意見の留意事項で示した事項について、十分な対応を行うこと。
2. 平成23年7月19日の第54回原子力安全委員会臨時会議で示した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方について」、及び平成23年8月4日の第59回原子力安全委員会臨時会議で示した「東京電力福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」についても参照し、対応すること。
3. 海域の環境放射線モニタリングに関しても、一元的なシステムを確立し、確実な環境放射線モニタリングとその分析を実施するとともに、海域で活動する可能性のある漁業関係者等の安全確保に留意すること。

以上

原子力安全委員会 殿

平成 24 年 7 月 30 日

原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に関し、同法第 20 条第 5 項の規定に基づき、下記について、意見を求める。

記

「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成 23 年 12 月 26 日、原子力災害対策本部決定）を踏まえ、

- 1 楢葉町について、警戒区域を解除するとともに、避難指示区域を見直して新たに避難指示解除準備区域を設定すること
- 2 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の前面海域について、警戒区域及び避難指示区域を縮小すること

以上